

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
1	57	メンテナンス用クライアント (M-1) ～ (M-2)	要望:1677万色を表示可能なこと。約1677万色にご変更をお願い致します。	表示色については厳密な数値での表現が難しい為。	表記方法は一般的であると考えますので、要件定義書(案)に記載の通りとします。
2	57	メンテナンス用クライアント (M-1) ～ (M-2)	質問:その他 マウスを装備すること。マウス仕様の詳細はございますでしょうか。		ノートPCに接続可能で通常利用に支障がないものであれば問題ないため特に詳細な仕様はありません。
3	57	メンテナンス用クライアント (M-1) ～ (M-2)	質問:その他 セキュリティーチェーンを装備すること。セキュリティーチェーン仕様の詳細はございますでしょうか。		盗難等を防止することが可能であれば問題ないため、特に詳細な仕様はありません。 ※意見には、メンテナンス用クライアント (M-1) ～ (M-2) が該当箇所として記載されていますがP.58[C-1]～[C-8]、[C-9]～[C-10]、P.61[H-1]～[H-11]に関する意見と解釈しました。
4	59	ドキュメントスキャナー (C-14) ～ (C-15)	質問:出力解像度 600dpi以上であること。これは読み取り解像度として認識してよろしいでしょうか。		要件定義書(案)に記載の通り解釈ください。
5	59	ドキュメントスキャナー (C-14) ～ (C-15)	提案:読み取り速度 A4白黒2値片面200dpi:50枚/分以上であること。30枚/分以上など、速度の幅を広げて頂くことをご提案させて頂きます。	各社のA4スキャナを確認したところ、読み取り速度を許容して頂くことで、選定の幅が広がります。選定の幅を広げることで各社の競争が起こり、結果導入コスト削減となりますので修正をご提案致します。	必要な要件のため要件定義書(案)に記載の通りとします。
6	60	プロジェクター (K-52)	提案:インターフェース DVI-1 を有すること。DVI-1 の削除をご提案致します。	各社の持ち運びに適した大きさのプロジェクターを確認したところ、DVI端子無しにして頂くことで、選定の幅が広がります。選定の幅を広げることで各社の競争が起こり、結果導入コスト削減となりますので修正をご提案致します。	必要な要件のため要件定義書(案)に記載の通りとします。
7	6	調達仕様書(案) 4.スケジュール	契約予定日やプロジェクトの開始日についても記載すべきではないでしょうか。	主たるマイルストーンで完了日は明確になっていますが、開始日が明確にならないと正確な見積りおよび体制をとることができません。	契約はハードウェア・ソフトウェア納入事業者選定後なるべく早期に実施することを想定しています。プロジェクト開始も同様にハードウェア・ソフトウェア納入事業者選定後なるべく早期に開始することを想定しています。プロジェクトの全体工程は、閲覧資料にて確認が可能です。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
8	10	調達仕様書(案) 5.1.2ハードウェア・ソフトウェア納入事業者の役割	「設計・開発事業者への運用・保守引継ぎの実施」とありますが、引継ぎ先は運用・保守事業者であるべきだと思います。	「設定内容の変更や保守対応」については、運用・保守事業者からの作業依頼を受けて作業実施することになりますので、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者の引継ぎ先については運用・保守事業者とすべきと考えます。ただし、引継ぎを実施する際に内容の確認(共有)という観点では、設計・開発事業者も入っていただく必要もあると思います。	調達仕様書(案)に記載の通りハードウェア・ソフトウェア納入事業者の引継ぎ先は、設計・開発事業者となります。設計・開発事業者は、運用・保守事業者にハードウェア・ソフトウェア納入事業者から引き継いだ内容及び設計・開発に関する事項について教育を行うことで引き継ぎを実施します。
9	13	調達仕様書(案) 5.2.1(3)動作確認実施計画書及び動作確認仕様書の策定	動作確認仕様書の中に「合否判定基準」とありますが、これは、設計・開発事業者より提供されるべきものではないでしょうか。	環境構築の基本設計、パラメータ設計は、設計・開発事業者にて行われます。合否判定の基準は、それら設計をされた部門にて作成されるべきであって、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が勝手に基準を設けるべきではないと考えます。	「合否判定基準」は、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が作成するものとなります。設計・開発事業者は、ハードウェア、ソフトウェア等に設定するパラメータの基となるパラメータ設計情報を作成します。ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、設計・開発事業者から提供されるパラメータ設計情報を基に納入するハードウェア、ソフトウェア等(移設する機器類も含む)に設定する具体的な値を確定させます。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、ハードウェア・ソフトウェアの動作確認作業において設計・開発事業者より提示される資料及びハードウェア・ソフトウェア納入事業者の設定事項を基にして動作確認項目及びその動作確認項目に対する合否判定基準を作成します。
10	14	調達仕様書(案) 5.2.1(5)各種ネットワーク・データセンターの整備	「運用・保守事業者の作業拠点は～、本調達時点では未定である。」とありますが、未確定の状態である場合には、見積りの対象外とすべきではないでしょうか。	ネットワーク費用は、距離に依存するため場所が確定されていないと見積もることができません。また回線敷設作業も場所が特定されないと正確に見積もることが困難となります。(回線敷設にあたっての提供可否および作業等、設置場所が確定してから調査、作業となります。また場所が特定されていないとサービスインにも間に合わなくなります。)	運用・保守事業者の作業拠点は機構(神谷町)より2時間以内の首都圏を想定するとの条件を記載(要件定義書(案)を参照ください。)しておりますので見積可能と考えます。
11	15	調達仕様書(案) 5.2.1(8)電子申請システムの移設実施計画書および移設動作確認仕様書の策定	「移設作業期間における一連の作業の流れの中で、不具合等が～、考えられるケース全てを洗い出した上で、それらの対応について検討し記載すること」とありますが、どのようなケースを想定しているか、具体的に記載しておくべきではないでしょうか。	「全て」という表現では、3件程度にまとめて記載するようなイメージをもって見積もるベンダーもあれば、細かく10件以上想定し、見積りを行うベンダーもあると思います。当然、3件程度と想定して見積もるベンダーの方が安く見積もることができそうですが、障害対応においてこの考え方をとるのは危険です。慎重に検討してもらうためにも、想定されるケースを記載しておくべきです。	電子申請システムの移設の具体的な方法は提案者の検討範囲であるため、ご意見の事項についても提案者の検討範囲と考えます。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
12	16	調達仕様書(案) 5.2.1(8)電子申請システムの 移設実施計画書および移設 動作確認仕様書の策定	移設動作確認仕様書の中に「合否判定基準」とありますが、これは、機構側より提供されるべきものではないでしょうか。	合否判定の基準は、現在のシステム環境(動作)を熟知されている機構側の動作確認により実施されるべきであり、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が勝手に基準を設けるべきではないと考えます。	No9の回答を参照ください。
13	19	調達仕様書(案) 5.3.1ネットワーク要件	「本調達時点では運用・保守事業者の作業拠点は、未定である。」とありますが、未確定の状態である場合には、見積りの対象外とすべきではないでしょうか。	ネットワーク費用は、距離に依存するため場所が確定されていないと見積もることができません。また回線敷設作業も場所が特定されないと正確に見積もることが困難となります。	No10の回答を参照ください。
14	19	調達仕様書(案) 5.3.2ハードウェア・ソフトウェア要件	「データセンターに設置する機器の監視は、費用対効果を考慮し、データセンターが提供する監視サービスを利用すること」とありますが、これに限定する必要はないと考えます。 データセンターの機能としての監視を行うか、監視サーバを設置するかは、ハードウェア・ソフトウェア納入業者の判断に委ねるべきと考えます。	データセンターに設置の監視サービス(機能)と、要件定義・設計で確定する監視の機能、および電子申請システムの機器要件と一致せず、要件を満たさない可能性があります。	意見を調達資料に反映します。 機構が要求している要件を満たし機器の監視をサービスとして提供するのであれば、データセンターが提供する監視サービスの利用に限定しないこととします。
15	23	調達仕様書(案) 6.保証要件(6)	「搬入、設置、動作確認作業が完了してから本稼働日までの間」とありますがパッチ提供対応は動作確認終了までの間と考えます。	パッチについては適用に時間を有する場合もあり、また適用には調査、判断が必要になりますので、本稼働日直前の適用はシステムに与える影響が大きいためです。	ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が動作確認を行った後、総合テストや受入テストを実施する予定としております。これらテスト段階で検出した不具合を解消するためにパッチを適用する可能性が考えられることから期間、要件定義書(案)に記載の通りとします。 ※意見には、6.保証要件(6)が該当箇所として記載されていますが、6.保証要件(5)に関する意見と解釈しました。
16	2	要件定義書(案) 1.システム概要	LDAPサーバで利用される認証ソフトウェア「Tivoli Access Manager for e-business」の見積にあたっては、利用ユーザ数の総数のほかに、 ・ 内部ユーザ(機構様内在籍ユーザ) ・ 外部ユーザ の内訳が必要となると考えます。	認証ソフトウェア(Tivoli Access Manager for e-business)の見積に必要なためです。	要件定義書に意見を反映し、見積に必要な情報を記載します。 認証ソフトウェア(Tivoli Access Manager for e-business)は次の情報を基に見積をお願いします。 ・ 内部ユーザ:50 ・ 外部ユーザ:90000
17	6	要件定義書(案) 3.1(4)ネットワーク回線の提供と敷設	「運用・保守事業者の作～敷設結線すること。」と記載されていますが、いつまでに確定するのか明記すべきであると思います。	敷設工事を行うにあたり、時間を要する場合があるので時期がある程度明確にされている必要があるためです。 (運用・保守事業者の作業拠点が確定した後に作業を行うものに関しても同様。)	調達仕様書に確定時期を記載します。 なお、運用・保守事業者は、平成22年(2010年)3月中旬に決定する予定であり、運用・保守事業者の作業拠点もこの段階で決定する予定です。ハードウェア・ソフトウェアの納入時期は運用・保守事業者決定後の協議事項となります。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
18	6	要件定義書(案) 3.1(5)ハードウェアの納入	「運用・保守事業者の作業拠点側のハードウェアは運用・保守事業者の作業拠点が確定した後に納入すること」とありますが、確定予定時期を明記するべきかと考えます。	機器準備及び構築スケジュールを計画するためには、時期を想定し、見込みを立てる必要があると考えます。	No17の回答を参照ください。
19	6	要件定義書(案) 3.1(6)ソフトウェアの納入	「運用・保守事業者の作業拠点側のソフトウェアは運用・保守事業者の作業拠点が確定した後に納入すること」とありますが、確定予定時期を明記するべきかと考えます。	機器準備及び構築スケジュールを計画するためには、時期を想定し、見込みを立てる必要があると考えます。	No17の回答を参照ください。
20	8	要件定義書(案) 3.1(8)ソフトウェアのインストールと各種設定	「ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、設計・開発事業者が提供する基本設計書～ソフトウェア・インストールマニュアルを作成すること。」とありますが、作成対象は、インストールマニュアルだけではなく、「機能設計書」も追加していただいた方がよいと考えます。 また、要件の整合、記載内容については修正が多い場合構築までの時間をどこまでかけられるかの記載をいただきたいのですが可能でしょうか。	インストールマニュアルの内容の定義にもよりますが、マニュアルは製品によってすでに内容が決まっており出来上がってる物が多く、お客様用個別の内容が記載されるものではないと考えます。 また、設計・開発事業者が作成する各種設計書の内容については、未確認の状況にあり、その実現可否判断が困難になるためです。	インストールマニュアル作成に関する意見については要件定義書に意見を反映します。 搬入・設置設定・動作確認(設計・開発事業者の確認含む)及び設計・開発事業者への引継ぎ(電子申請システムの移設に関するものを除く)を含む構築完了時期は、調達仕様書(案)に記載しているスケジュールの通り平成22年(2010年)2月中旬までとします。
21	12	要件定義書(案) 3.2(2)移設前作業	「設計・開発事業者から移設機器ネットワークパラメータ値設定表及び監視エージェントのパラメータシートの引継ぎを受けること」とありますが、引継ぎ対象に、移設前のパラメータシート、配置図、結線図を含める必要があると考えます。	円滑な移設作業を行うためには、移設前の情報(配置図、結線図など)が重要になるためです。	システムの配置、結線については受注後に実施する現地調査にて確認ください。移設前のパラメータについては、閲覧資料にて確認可能です。
22	12	要件定義書(案) 3.2(6)運用引継ぎ書の作成と引継ぎ	運用・引継ぎ書の内容については、以下のドキュメントが必要になると考えますので、追加していただきたいです。 ①ドキュメント全般 運用設計書(要件定義書、外部設計書、内部設計書) ②ハードウェア 製品型番・シリアル番号 ③ソフトウェア ソフトウェア一覧、バージョン、PTFレベル	引継ぎ内容については記載の内容では不足であるとの認識であるためです。(記載されている引継ぎ項目では、運用業者側のドキュメント作成workが発生する事となり、結果的にコスト増となる可能性があるため)	電子申請システムは移設作業を行うため、主に移設に伴い変更した部分について必要なドキュメントを作成することになります。今回の作業で変更を加えない部分については基本的にドキュメント作成は不要と考えます。 なお、意見にある②ハードウェア、③ソフトウェアについては、本調達で導入する機器等に関しての引継ぎ内容として要件定義書に意見を反映します。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
23	14	要件定義書(案) 3.3運用要件	「データセンターは、オペレーションサービスを有し、オペレーション作業を行うこと」とありますが、対応時間帯についての記載がございません。オペレーション実施時間帯の記載が必要と考えます。	夜間帯に作業が発生する場合には、24時間の対応(待機)が必要になります。作業に必要な人数(体制)は、要件定義書に記載されている「頻度」で見積もることができますが、3交代制をとるか否かで見積りが異なってくるためです。	オペレーション対応時間の指定が必要なものについては、要件定義書にオペレーション対応時間を記載します。
24	15	要件定義書(案) 3.4監視要件	「データセンターは、以下の機器サービスを有し、本システムの監視を常時行なうこと。監視エージェントはデータセンターが提供すること」とありますが、「監視エージェント(監視SW)はメーカー保障のある製品を選定すること」を追記する必要があると考えます。	運用・保守業者にて運用を実施することになると思いますが、メーカーによるSW保守サービスが存在しなければ運用が困難になるためです。	ハードウェア・ソフトウェア納入事業者の責任でサービスを提供頂くことになりますのでメーカー保証の記載までは不要と考えます。
25	18	要件定義書(案) 3.5保守要件	「ハードウェア・ソフトウェア納入事業者」と「運用・保守事業者」の切り分け ・役割分担 ・責任分担 ・連絡体制(連絡方法、連絡のタイミング) ・情報共有の方法 ・必要スキルレベル などについて、より詳細な記載が必要と考えます。	現在の要件定義書の記述では、見積り範囲(作業範囲、責任範囲)が明確なっておらず、各ベンダーの想定で見積もることになります。その結果、作業の漏れや矛盾が生じる可能性が高くなります。	意見を要件定義書に反映し必要な記載を追記します。 なお、必要スキルレベルについては、提案者の検討事項と考えます。
26	18	要件定義書(案) 3.5.1ネットワーク保守要件	「対応時間帯は月曜日から土曜日(祝日を除く)の8:00～18:00とし、～故障通知時はその発生時より30分以内に機構及び運用・保守事業者へ行い、速やかに故障回復させること」とありますが、キャリアによっては、当該時間帯が対象外になる場合もありますので、その旨をご了承いただきたく存じます。	ネットワーク回線の保守については、キャリアが提供する時間帯に依存し、必ずしも左記記載の時間帯に対応できるとは限らないためです。	ネットワーク保守の対応時間帯の要件は、要件定義書(案)に記載の通りとします。
27	18	要件定義書(案) 3.5.1ネットワーク保守要件	「故障通知はその発生時より30分以内に～速やかに故障回復させること」とありますが、対応時間帯外の問合せの必要性の有無を明記する必要があると考えられます。	受付時間外が必要な場合は、保守費用等の御見積金額が変わるためです。	対応時間帯を記載していることから要件定義書(案)に記載の通りとします。 なお、対応時間帯に通知を受けた場合は当日対応とし、対応時間帯外に受付けた通知は翌営業日の対応とすることと理解ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
28	18	要件定義書(案) 3.5.2ハードウェア保守要件	「保守契約期間内は、～調達を保証すること」とありますが、保守契約の「期間」が明記されていませんので、記載が必要と考えます。	期間によっては、保守契約を結ぶことのできない機器もあると思います。 また、機器によっては、単年度、複数年契約など年数によっては契約金額が異なる場合もございます。	期間については、調達時に明らかにします。
29	18	要件定義書(案) 3.5.2ハードウェア保守要件	「2時間以内にシステム機器設置場所に到着し、作業を開始すること」とありますが、当該時間が「保守時間外」の場合の記述も必要と考えます。	月曜日から土曜日の8:00～18:00で体制を組めばよいのか、夜間にオペレーション要員(HWベンダー手配)を配置する必要があるかによって、見積りが異なります。 そのため当項目が、保守時間内に限った制限なのかどうかの記載が必要と考えます。	要件定義書で表現を見直します。 なお、本記載は月曜日から土曜日(祝日を除く)の8:00～18:00のオンサイト保守対応の条件となります。
30	19	要件定義書(案) 3.5.3ソフトウェア保守要件	「ソフトウェアライセンスが有効期限切れになる前にその更新作業を行うこと。」とありますが、こちらの要件は外すべきかと考えます。	ソフトウェアのバージョンアップにつきましては、その上で稼動する他のソフトウェア、ならびにアプリケーションへの影響が想定され、単体でバージョンアップなどの更新作業を行うことは困難と考えます。	本記載は、要件定義書(案)の通りとします。 ソフトウェアのバージョンアップの実施については要件定義書(案)に記載のある通り機構が承認した上で、運用・保守事業者が行うことになります。
31	19	要件定義書(案) 3.5.3ソフトウェア保守要件	ソフトウェア保守における「障害時のログ取得等の障害原因調査稼動」についての記載がないため、運用・保守事業者の作業であることを明記する必要があると考えます。	現在の記述では、障害発生時、その原因の究明、調査を行うことが必要になると考えます。この作業に対して、範囲(作業範囲、責任範囲)が明確になっておらず、各ベンダーの想定で見積もることになります。 その結果、作業の漏れや矛盾が生じる可能性が高くなります。	提案者の認識の通り運用・保守事業者の作業となります。 調達対象外の作業については記載する必要はないと考えるため要件定義書(案)に記載の通りとします。
32	19	要件定義書(案) 3.5.3ソフトウェア保守要件	ソフトウェア保守において、以下の作業について、明記した方がよいと考えます。(ただし、これらの作業は運用・保守事業者の作業範囲(役割)と考えておりますので、その旨も明記していただければと存じます) ・障害対応依頼 ・「設定変更」が必要となるような作業依頼 ・技術的なQAなどの問合せ	「技術問題点」などについて問合せがある場合には、相応の対応要員を配置する必要があります。 結果、オペレーション要員スキルレベルに違いが生じ、見積もりが変わるためです。	障害対応や設定変更などは運用・保守事業者が行うこととなります。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、ソフトウェア保守として技術的な問合せに対応しますので要件定義書に技術的な問合せ対応について記載します。
33	41	要件定義書(案) 4.2.3(2)サーバー機器一覧3-27、3-28	「バッチ処理兼メールサーバは、1機内に2サーバ機能を内蔵する形式のハードウェアによるフォールトトレラント(未停止、ホットスタンバイ)構成とする。」とありますが、ハードウェアの機能に限る必要性はないと考えます。	冗長化に関しては、ソフトウェアによるクラスタリング機能でも十分要件をみたすことができるためです。	障害発生時に無停止で切り替える必要があることから要件定義書(案)に記載の通りとします。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
34	47	要件定義書(案) 4.2.4サーバ機器要件	電源の要件として、「冗長化用途で使用可能な2系統の内蔵電源を有すること」とありますが、中の「電源経路」に関しても冗長化されていることの記載をしておく必要があると考えます。	電源障害のシステムへの影響は計り知れません。「2系統の内蔵電源を有すること」だけの記載では、「電源」/Fが冗長化されていればよい」とも受け取れます。電源経路が2重化されていないと、電源の口が2重化されていても、サーバの電源を失うことになります。そのため障害時への影響を考えると「電源経路」に関しても「2重化されていること」と明記しておく必要があると考えます。	「冗長化用途で使用可能な2系統の内蔵電源を有すること」は、「電源」/Fが冗長化されていればよい」のではなく、電源経路が2重化されていることを意図しております。
35	47	要件定義書(案) 4.2.4サーバ機器要件	バックアップ要件に関して、以下の情報も必要になると考えます。 ・バックアップデータ容量 ・バックアップスケジュール ・バックアップ時間帯 ・保管世代数 ・テープの外部保管有無	バックアップ必要となるデータ保管のためです。	テープは運用保守事業者でも保管します。バックアップデータ容量、バックアップスケジュール、バックアップ時間帯、保管世代数の詳細については設計段階のため未決定です。サーバ機器やストレージ等のディスク容量等は要件定義書(案)の各要件を参照ください。
36	57	要件定義書(案) 4.2.5クライアント機器要件	ノートPCのCPU(INTEL C2D P9500)、デスクトップPCのCPU(INTEL C2D E8400)とスペックの高いものが指定されておりますが、メンテナンスおよびNotes/Dominoの操作にここまで高いモデルは必要ないと考えております。	クライアントの処理速度は、CPUの処理性能よりも、メモリサイズに依存します。(OSがXPであれば、2GB以上のメモリが搭載されていればよく、Vistaである場合には、3GB以上の搭載が必要になると考えます。)	PCとして一般的な要件であると考えするため、要件定義書(案)に記載の通りとします。
37	69	要件定義書(案) 4.3.1サーバ機器稼動ソフトウェア要件	クラスタ構成を実現するためのソフトウェアとして、「NEC CLUSTERPROx2.0以上であること。」と指定してありますが、記述すべきではないと思います。	同様の機能を持つソフトウェアは他にも存在し、指定する理由がないためです。	クラスタ構成を実現するためのソフトウェアとして記載のソフトウェアを前提として設計を実施しています。作業の手戻りを回避するために要件定義(案)に記載の通りとします。なお、一般に購入可能な製品であり、調達において特に問題がないと考えます。
38	89	要件定義書(案) 4.3.2クライアント機器稼動ソフトウェア要件	Notes/Dominoクライアント(デスクトップ)のみに、バックアップリカバリーソフトウェアの要件が記載されておりますが、他のクライアントにも必要と考えます。	運用を考慮すると、障害発生時には、すべてのクライアント用の復旧の仕組みが必要であると考えためです。	Notes/Dominoクライアント(デスクトップ)はファイルサーバとしての使用を想定するためバックアップリカバリーソフトウェアの要件を記載しています。他のクライアントには不要と考えるため、要件定義書(案)に記載の通りとします。
39	91	要件定義書(案) 5.(2)建物に関する要件	「24時間365日 無停電にて電源供給可能である設備を有する」という内容について追記した方がよいと考えます。	24時間365日無停電での電源供給は建物要件として必須であると考えられるためです。	意見を要件定義書に反映します。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
40	91	要件定義書(案) 5.(2)建物に関する要件	耐震性能は、震度記載のみならず、「GAL(地動化速度)」に関する記載も追記した方が良いと考えます。	震度とは、ある地点での地面の揺れの大きさを示したものであり、震度によって地震そのものの大きさを表すことが出来ず、また、観測点の地盤や地形などによっても異なります。よって、Gal(地動加速度)を基準として表記もしくは条件を決定させた方が良いと考えます。	震度の記載のみで十分と考えるため、要件定義書(案)に記載の通りとします。
41	91	要件定義書(案) 5.(2)建物に関する要件	書架設備についての「耐火」に関する記載を追記した方が良いと考えます。	書架設備にも多数の種類が存在するため、最悪のケースを想定し、耐火機能を有する記載をした方が良いと考えます。	書架設備の「耐火」までは要件としません。
42	92	要件定義書(案) 5.(5)入退出管理に関する要件	監視カメラの追跡記録の記載だけでなく、入退出に関する「アクセスログ」の開示要求に応じれる事について記載した方が良いと考えます。	万が一、セキュリティ事故が発生した場合、監視カメラの情報だけでは追跡が難しいため、アクセスログ収集を実施している事が望ましいと考えます。	意見を要件定義書に反映します。
43	92	要件定義書(案) 5.(5)入退出管理に関する要件	追跡記録の保存については、1ヶ月では少ないと考えられるため、「最低1年間」の保管に関する表記をした方が良いと考えます。	セキュリティ事故が発生した場合、過去に遡り調査する事が多いため、最低1年間以上の保管が必要と考えます。	記録の保存期間に関する要件は1ヶ月以上で良いと考えるため、要件定義書(案)に記載の通りとします。
44	要件定義書(案) P.14	3.3 運用要件	「機器の電源OFF/ON及び再起動」、「バックアップ媒体保管」及び「運用・保守業者からの照会対応」のうち対象機器またはシステムへのオペレーションが伴うもの、に関しては要件定義書(案)「3.1 搬入・設置に関する要件」に記載の「ハードウェア設定書」及び「ソフトウェアインストールマニュアル」と同様、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者にて作成し、設計・開発事業者と整合し、必要に応じて修正する等の確認を受けることとしていただきたい。	再起動の手順及びバックアップの手順に関する設計も、システムの設計に係る一部であり、「ハードウェア設定書」や「ソフトウェアインストールマニュアル」と同様の位置付けで対応すべきと考えるため。	システムとしての手順を必要とする「機器の電源OFF/ON及び再起動」については設計・開発事業者より手順をハードウェア・ソフトウェア納入事業者へ提示することとします。(機器単体の手順は除く) 「バックアップ媒体保管」及び「運用・保守業者からの照会対応」については、オペレーションの内容について設計・開発事業者の確認を求めることは可能です。 3.3運用要件に示す運用業務の実施において、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、マニュアル・手順等を作成することとし、作成したマニュアル・手順等は機構へ提示することとします。
45	要件定義書(案) P.14	3.3 運用要件	電子申請システムに係るオペレーション作業のうち、「媒体/マニュアルの保管」に関しては、「その方法を機構と協議の上確定すること」とし、確定した方法でのマニュアルの再作成についても明示いただきたい。	電子申請システムに係るオペレーション作業について、「機構から提供されたマニュアルを基に、以下の作業を行うこと。」とありますが、「媒体/マニュアルの保管」に関してはデータセンター側の機器設置室とは別の保管スペースの利用を前提としたマニュアルに変更すべきであるため。	意見を要件定義書に反映します。 電子申請システムに係るオペレーション作業については、機構から提供したマニュアルに必要な修正を加え機構に提示することとします。(機構と協議の上、内容を確定することとします。) なお、現行のマニュアルは閲覧資料にて確認可能です。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
46	要件定義書 (案) P.15	3.4 監視要件 システムログ監視	Windowsサーバのイベントログ、UNIX及びLinuxサーバのシステムログ上で稼働状況を監視するために必要な文字列は指定いただきたい。	アプリケーションログと同様、各システムの特性上、稼働監視すべき対象のログ(文字列)は	主にエラーに関するものを監視することになりますが、全ての条件を記載することは現実的でないため、要件定義書(案)に記載の通りとします。
47	要件定義書 (案) P.18	3.5.2 ハードウェア保守要件	「～、2時間以内にシステム機器設置場所に到着～」の記述を「4時間以内を目標としてシステム機器設置場所に到着～」へ変更いただきたい。	2時間以内とした場合対応可能なベンダーが限定されることによりコストを含めた最適な構成での提案が難しくなります。 ※特殊な機種の場合は近隣のサービスデポでは部品を常備していない場合もあります。	必要な要件のため要件定義書(案)に記載の通りとします。 なお、「・・・2時間以内にシステム機器設置場所に到着し、作業を開始すること」という要件では、交換部品等の持参を必須の要件として求めている訳ではありません。
48	要件定義書 (案) P.20	4.1.2 (2)インターネット接続要件	主要なISPと商用IXとの記載があるが、主要なISP×2での接続も許容されますか。		最短経路での接続を実現するために商用IXとの接続は必要と考えますので要件定義書(案)に記載の通りとします。
49	要件定義書 (案) P.29	4.2.2 (1) ネットワーク機器共通要件	外部DNSサーバと時刻同期出来ることとの記載がありますが、時刻同期可能な内部NTPに同期可能という要件も許容されますか。	セキュリティを重視した環境構築のため。	意見を要件定義書に反映します。
50	要件定義書 (案) P.51,P.53	4.2.4 (2)サーバ機器個別要件(ドメイン3)ストレージ#1[3-18]、ストレージ#2[3-29]	拡張性の要件内「ストレージ統合機能」及び「ユニット」で表現している内容を具体的に明示いただきたい。	機器選定において選択が多岐にわたり、コスト差が非常に大きくなる可能性があるため、最適なサイジングをする上で内容を明確にさせていただく必要があります。	ストレージ統合機能とは、追加したストレージを1つのユニットとして使用できることを指します。 追加したストレージを1つのユニットとして使用できることは、ストレージを追加してもOSからは、1つのボリュームとして認識できることを指します。
51	要件定義書 (案) P.51,P.53	4.2.4 (2)サーバ機器個別要件(ドメイン3)ストレージ#1[3-18]、ストレージ#2[3-29]	ストレージの選定に当たり、以下内容を明記いただきたい。 ・接続するサーバ、アプリケーションの種類 ・必要容量(最大、拡張性についての要件) ・最大LUNサイズ(1LUNあたり) ・オンライン拡張要件の有無 ・置かれるファイルの種類/ファイル数	最適なサイジングをする上で必要となるため。	・ストレージには、主にOracle、Notes、全文検索機能のデータが格納されることになります。 ・必要容量については要件定義書(案)の内蔵ディスク要件に示す通りとなります。LUNサイズについては、要件定義書(案)に示す要件で1つのLUNが構成できれば問題ありません。 ・オンライン拡張要件は不要です。 ・置かれるファイルの種類/ファイル数は現時点では不明です。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
52	要件定義書 (案) P.54, P.55, P.56	4.2.4 (2)サーバ機器個別要件(ドメイン4)コールログDBサーバ[4-1],バックアップ#2サーバ[4-8],システムログサーバ[4-5]	AIT5規格となっているが、他のサーバと同様にLTO4の規格へ変更していただきたい。	機器を統一した方が安価に提供でき、且つ、バックアップの設計も統一した設計・計画が行えるため。	要件定義書に意見を反映します。 AIT5規格に加えLTO4も可とします。
53	要件定義書 (案) P.53	4.2.4 (2)サーバ機器個別要件(ドメイン3) バッチ処理兼メール#1サーバ#1[3-27]／バッチ処理兼メール#2サーバ#1[3-28]	冗長化構成の要件「1機(筐体)にサーバ機器を物理的に2つ内蔵する、～」を削除いただきたい。	機種がNEC Expressサーバに限定されてしまうため、2台の構成で1台のフォルトトレランスが利用できる他の製品も選択しとして加えていただきたいと思います。 メーカーを統一する観点からもより多くのメーカーを選択できるようにしていただきたい。	No33の回答を参照ください。
54	要件定義書 (案) P.63	4.3.1 (2)バックアップ要件	3つの方法について世代管理方法・取得時間の要件などを明示いただきたい。	フルバックアップや、差分・増分バックアップと世代管理要件によりストレージディスク容量の正確な容量のサイジングが行えるようにするため。	世代管理方法・取得時間については設計段階のため未決定です。 ストレージディスク容量は、ストレージ機器の要件を参照ください。
55	要件定義書 (案) P.64～	4.3.1 (3)サーバー機機ソフトウェア個別案件	テストNotes、WEB#1、#2、#3、DB#1、#2、LEI、バッチ処理兼メール#1、#2、コールログDBの各Notes/dominoサーバーについて、導入設定作業の内容範囲について明示していただきたい。	新規導入にて指定されたdominoシステムが動作する環境構築のみであるか、または、既存システムからのユーザーやメール、アプリケーションを移植する必要があるかにより作業内容が異なるため。	Dominoシステムが動作する環境構築を行うことが導入設置作業範囲となります。この作業には、設計・開発事業者から提供されるパラメータ設計情報を基にした設定値設定・動作確認等作業を含みます。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者の作業には既存システムからのユーザーやメール、アプリケーションの移植は含みません。
56	要件定義書 (案) P.69、P.74	4.3.1 (3)サーバ機器稼働ソフトウェア要件 サーバ機器稼働ソフトウェア個別要件(ドメイン3) ・ファイル共有#1サーバ[3-7] ・ファイル共有#2サーバ[3-8] ・DB#1サーバ[3-16] ・DB#2サーバ[3-17]	クラスタリングソフトウェアの要件内「NEC CLUSTERPRO X2.0」の記述を削除いただきたい。	同等機能を満たす製品であれば他の製品でも問題ないでしょうか？ 特定の製品よりは構築経験のあるソフトで構築を行いたいため。	No37の回答を参照ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
57	要件定義書 (案) P.86	4.3.1 (3)サーバ機器稼働ソフトウェア要件 サーバ機器稼働ソフトウェア個別要件 (ドメイン3)	・バックアップ#2サーバ[4-7]を [4-8] へ記述を変更いただきたい。	他ページの記述より、[4-7] は[4-8]の誤記であると認識しております。	意見を要件定義書に反映します。
58	要件定義書 (案) P.88	4.3.2 (1)クライアント稼働機器ソフトウェア要件	クライアントにもウイルス対策を行うことになっているが、管理サーバの記載が無いため、明記願います。	クライアント側にも管理サーバが必要です。	管理サーバは不要ですので要件定義書 (案) に記載の通りとします。 ウイルス定義ファイルの更新は、ウイルス定義の自動更新機能によりインターネット経由で行うことを想定しています。
59	要件定義書 (案) P.88～	4.3.2 (1) クライアント機器稼働ソフトウェア個別要件	LotusNotes/Domino8.5ソフトウェアにおいて、Notes/Dominoシステムの開発機能が必要であるか。また、必要な場合の導入先を明示していただきたい。	Notes/dominoシステムの開発にはDominoDesignerの導入とライセンスが必要となるため。	開発機能が必要になるため要件定義書に意見を反映します。 なお、開発機能はP.90[H-1]～[H-12]が導入対象機器となります。
60	要件定義書 (案) P.91	5. (2) 建物に関する要件 2行目	建物は”専用建築物とすること”とあるが、”専用建築物であることが望ましい”または”専用建築物”の指定は削除いただきたい。	建物として、他要件項目の通り、データセンターに求める耐火・耐震性能や電源、空調、漏水対策や雷対策、物理セキュリティ等々の要件を満たしていれば、オフィス等が同居した共用建築物であっても問題は無いのではないと考えるため。	意見を要件定義書に反映します。
61	要件定義書 (案) P.91	5. (2) 建物に関する要件 7行目	自家発電機については、”冗長化されていることが望ましい”、としていただきたい。	自家発電機は、主に電力会社等の障害発生時に利用するが、その状況下で、かつ自家発電機の障害という二重障害への対策は必要要件でしょうか？自家発電機は高額のため、サービス提供価格へのインパクトが比較的大きくになると考えます。	意見を要件定義書に反映します。 ※意見には7行目と記載されていますが、7項目:”UPS及び…”を該当箇所と解釈しています。
62	要件定義書 (案) P.91	5. (2) 建物に関する要件 12行目	「さらに…」以降は必須要件でしょうか(「～ことが好ましい」等の要求事項とはならないでしょうか)。	対応コストが高額となり、サービス提供価格へのインパクトが比較的大きくなるため。	必要な要件と考えるため要件定義書 (案) に記載の通りとします。 ※意見には12行目と記載されていますが、12項目:”雷対策として、…”を該当箇所と解釈しています。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
63	要件定義書 (案) P.91	5. (2) 建物に関する要件 15行目	必須要件でしょうか。	建築基準法での規定以上の補強は対応コストが高額となり、サービス提供価格へのインパクトが比較的大きくなるため。	必要な要件です。 ※意見には15行目と記載されていますが、15項目：“災害対策として…”該当箇所と解釈しています。
64	70	・全文検索サーバ [3-9] オペレーティングシステム	【要件】 最新のMicrosoft Windows ActiveDirectory規格に準拠又は対応し、ディレクトリクライアント機能を有した、サーバコンピュータ用のWindowsオペレーティングシステムであること。 Standardエディション以上であること。 64ビット版であること。 と記述があり、Windowsオペレーティングシステムが指定されておりますが、同等機能以上で仕様要件を満たしていれば、他オペレーティングシステムでも導入可能として頂けませんか？	特にWindowsオペレーティングシステムでなければ要件を満たせないというわけではないと考えるため。他オペレーティングシステムでも仕様要件を満たすことは十分可能で可能であると考えするため。	オペレーティングシステムの共通化という観点で本ソフトウェアを前提として設計を実施しています。作業の手戻りを回避するために要件定義書(案)に記載の通りとします。
65	70	・全文検索サーバ [3-9] 全文検索ソフトウェア	【要件】 アクセスランキング機能(アクセス数により検索結果を順序付ける機能)を有すること。 と記述がございますが、機能内容としては、検索結果クリックされたページ(URL)のカウント数によって、順序付けを行うという認識でよろしいでしょうか？認識が異なる場合には、機能内容をお教え頂きますよう宜しくお願い申し上げます。	機能詳細について、仕様書(案)からは十分に理解することができなかったため。	検索結果としてクリックされた(参照された)数をカウントして順序付けする機能となります。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
66	10～14	調達仕様書(案)、5.2.1、導入・設置及び移設に関する作業要件	各種計画(プロジェクト計画書、搬入・設置実施計画書、動作確認計画書)とは、具体的にはどのようなことを行うのでしょうか。できる限り具体的な計画策定のプロセスをお示し頂く必要があるかと存じます。	機構様として成果物の品質担保と、事業者側として作業に必要な工数等を正確に見積もるためです。	各計画書の記載内容については、調達仕様書(案)の5.2.1導入・設置及び移設に関する作業要件を参照ください。 策定プロセスは、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者にて各計画書を作成頂いた後、機構にてその内容を確認し(一部の計画書については、PJMO及び設計・開発事業者も内容確認を行います)修正が必要な場合は、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が修正を行うことになります。 なお、機構へ提示する資料は提示前にハードウェア・ソフトウェア納入事業者の内部にてレビュー等の品質確認が必要です。
67	20	調達仕様書(案)、5.5、成果物及び提出期限	ハードウェア・ソフトウェア納入業者が行う設計とは、具体的にどのような事を行うのでしょうか。設計・開発事業者との役割分担をより具体的にお示し頂く必要があるかと存じます。	作業に必要な要員および工数を正確に見積もるためです。	パラメータ設計について、ハードウェア・ソフトウェア納入業者の役割と設計・開発事業者の役割が明確になるように調達資料の記載を見直します。 設計・開発事業者は、ハードウェア、ソフトウェア等に設定するパラメータ値の基となるパラメータ設計情報を作成します。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、設計・開発事業者から提供されるパラメータ設計情報を基に納入するハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値を確定させます。 その他、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が行う作業の詳細は要件定義書(案)の3.1搬入・設置に関する作業要件を参照ください。 設計・開発事業者が実施するパラメータ設計情報の範囲については閲覧資料にて確認可能です。
68	15	調達仕様書(案)、5.2.1、導入・設置及び移設に関する作業要件	(7)総合テスト支援について、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者として実施すべき具体的な要件や作業ボリュームおよび必要な体制の明記が必要かと存じます。	作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです。	意見を要件定義書に反映します。 設計・開発事業者が行う総合テストにおいて不具合解析の要請、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が設定した機器・ソフトウェア等の設定値の変更要請、その他協力が必要となる事項が発生した場合、これに対応すること(実機への作業含む)になります。総合テストの進捗に遅延を来さないような体制を整える必要があります。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
69	15	調達仕様書(案)、5.2.1、導入・設置及び移設に関する作業要件	(8)電子申請システムの移設実施計画について、具体的にはどのようなことを行うのでしょうか。可能な限り具体的な計画策定のプロセスをお示し頂く必要があるかと存じます。	機構様として成果物の品質担保と、事業者側として作業に必要な工数等を正確に見積もるためです。	No66の回答を参照ください。
70	15	調達仕様書(案)、5.2.1、導入・設置及び移設に関する作業要件	(9)電子申請システムの移設について、移設作業および動作確認とは、どのようなことを行うのでしょうか。具体的な作業内容やボリューム、責任範囲についてお示し頂く必要があるかと存じます。	作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです。	電子申請システムの移設に関する具体的な要件は、要件定義書(案)の3.2電子申請システムの移設要件を参照ください。 役割分担については(別紙2)役割分担表を参照ください。
71	15	調達仕様書(案)、5.2.1、導入・設置及び移設に関する作業要件	(9)電子申請システムの移設にともない、監視エージェントをインストール・動作確認等とありますが、どのようなことを行うのでしょうか。具体的な作業内容や責任範囲についてお示し頂く必要があるかと存じます。	作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです。	No70の回答を参照ください。
72	25	調達仕様書(案)、7.2、認証・資格等	(ア)品質保証に係る認証・資格として、「CMMILベ'ル3以上、又はISO9001の認証を取得していること」とありますが、右記理由により「CMMILベ'ル3以上の認証を取得していること」もしくは「CMMILベ'ル3以上及びISO9001の認証を取得していること」という記載にする必要があるかと存じます。	CMMILベ'ル3以上の認証とISO9001は、品質保証に関する認証ですが、それぞれ観点が異なります。また、CMMIの方がよりシステム構築の実態に即した詳細なプロセス改善を要求されているからです。	CMMILベ'ル3以上、ISO9001の認証のいずれかを取得していれば良いと考えますので調達仕様書(案)に記載の通りとします。
73	12	要件定義書(案)、3.2、電子申請システム移設要件	(5)動作確認作業における作業支援とありますが、どのような支援を想定されておりますでしょうか。ハードウェア・ソフトウェア納入事業者として実施すべき具体的な支援内容をお示し頂く必要があるかと存じます。	作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです。	要件定義書に意見を反映します。 機構及び設計・開発事業者が行うテストにおいて不具合解析の要請、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が設定した機器・ソフトウェア等の設定値の変更要請、その他協力が必要となる事項が発生した場合、これに対応すること(実機への作業含む)になります。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
74	7	要件定義書(案)、3.1、搬入・設置に関する作業要件	(7)ハードウェアの設定と各種設定について、設計・開発事業者から提供される基本設計書、ネットワーク仕様書、システム構成図とは、どのようなものでしょうか。 引継ぎを受けるドキュメントの内容と引継ぎ後のハードウェア・ソフトウェア納入事業者が行う作業を具体的にお示し頂く必要があるかと存じます。	役割分担を明確にし、作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです。	ハードウェア・ソフトウェア納入事業者の役割と設計・開発事業者の役割が明確になるように調達資料の記載を見直します。 基本設計書、ネットワーク仕様書、システム構成図、ソフトウェア構成表とはシステムの機能仕様、システム構成等を示した設計書となります。 設計・開発事業者は、ハードウェア、ソフトウェア等に設定するパラメータ値の基となるパラメータ設計情報を作成します。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、設計・開発事業者から提供される基本設計書、ネットワーク仕様書、システム構成図、ソフトウェア構成表、パラメータ設計情報を基に納入するハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値を確定させ動作確認等を行います。 なお、要件定義書(案)に記載しているネットワーク仕様書、システム構成図、ソフトウェア構成表は、基本設計書の一部であるため要件定義書で記載を見直します。 基本設計書及び設計・開発事業者が提供するパラメータ設計情報の範囲については閲覧資料にて確認可能です。
75	7	要件定義書(案)、3.1、搬入・設置に関する作業要件	(8)ソフトウェアのインストールと各種設定について、設計・開発事業者から提供される基本設計書、ソフトウェア構成表、各種パラメータシートとは、どのようなものでしょうか。 引継ぎを受けるドキュメントの内容と引継ぎ後のハードウェア・ソフトウェア納入事業者が行う作業を具体的にお示し頂く必要があるかと存じます。	役割分担を明確にし、作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです。	No74の回答を参照ください。
76	7	要件定義書(案)、3.1、搬入・設置に関する作業要件	(1)(7)(8)(9)(10)(11)(12)に記載のハードウェア・ソフトウェア納入事業者が作成する各種ドキュメントについて、「～(各種ドキュメント)の記載内容については、設計・開発事業者と整合し、修正が必要な場合にはハードウェア・ソフトウェア納入事業者は修正を行うこと」とありますが、具体的にはどのような整合作業や修正作業が発生しますでしょうか。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者として想定しておくべき基準をお示し頂く必要があるかと存じます。	役割分担を明確にし、作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです。	記載内容を確認し、妥当性確認するものです。 確認の結果、必要に応じてハードウェア・ソフトウェア納入事業者は内容の修正を行います。 なお、意見に”想定しておくべき基準”と記載がありますが、意図が不明ですので本回答の内容を確認ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
77	9	要件定義書(案)、3.1、搬入・設置に関する作業要件	(12)運用・保守引継ぎ書の作成と引継ぎについて、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が作成する運用・保守引継ぎ書の具体的な記載内容やレベル、構成等はどのようなものでしょうか。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者として想定しておくべき基準をお示し頂く必要があるかと存じます。	作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです。	運用・保守引継ぎ書の作成と引継ぐ内容については要件定義書で記載を見直します。 なお、意見に”想定しておくべき基準”と記載がありますが、意図が不明ですので要件定義書の内容を確認ください。
78	7	要件定義書(案)、3.1、搬入・設置に関する作業要件	(7)ハードウェアの設置と各種設定について、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が作成するハードウェア設定書の記載内容やレベル、構成等はどのようなものでしょうか。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者として想定しておくべき基準をお示し頂く必要があるかと存じます。	役割分担を明確にし、作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです。	設計・開発事業者は、ハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値の基となるパラメータ設計情報を作成します。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、設計・開発事業者から提供されるパラメータ設計情報を基に納入するハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値の確定を行います。ハードウェア設定書には、確定させた具体的な設定値、設置・配線図、結線図等を記載する必要があります。 搬入・設置に関する作業要件については要件定義書で記載を見直します。なお、意見に”想定しておくべき基準”と記載がありますが、意図が不明ですので要件定義書の内容を確認ください。
79	7	要件定義書(案)、3.1、搬入・設置に関する作業要件	(8)ソフトウェアのインストールと各種設定について、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が作成するソフトウェアインストールマニュアルの記載内容やレベル、構成等はどのようなものでしょうか。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者として想定しておくべき基準をお示し頂く必要があるかと存じます。	役割分担を明確にし、作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです	設計・開発事業者は、ハードウェア、ソフトウェア等に設定するパラメータ値の基となるパラメータ設計情報を作成します。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、設計・開発事業者から提供されるパラメータ設計情報を基に納入するハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値の確定を行います。ソフトウェアインストールマニュアルには設計事項、画面のハードコピー等を含む必要があります。 ソフトウェアインストールマニュアルは製品に添付されているマニュアルではなく本システム向けに個別内容を示したものになります。基本的なITスキルを有するものが参照し作業を行えるレベルのものになります。 搬入・設置に関する作業要件については要件定義書で記載を見直します。なお、意見に”想定しておくべき基準”と記載がありますが、意図が不明ですので要件定義書の内容を確認ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
80	7～8	要件定義書(案)、3.1、搬入・設置に関する作業要件	(7)(8)におけるハードウェア・ソフトウェア納入事業者が作成するハードウェア設定書およびソフトウェアインストールマニュアルについて、作成すべき具体的な対象はどのようなものでしょうか？ 具体的な作成対象をお示し頂く必要があるかと存じます。	作業に必要な体制および要員、工数等を正確に見積もるためです。	本ハードウェア・ソフトウェア納入事業者調達で調達する機器・ソフトウェア等が対象となります。
81	91	要件定義書(案)、5、データセンター要件	(1)立地に関する要件として、「液状化発生区域外となっていること又はその対策を講じていること」とありますが、現実問題として、建物周辺で液状化が発生した場合、建物とその敷地に液状化の対策が講じられているとしても、右記の理由により不十分であると考えられます。したがって、「対策を講じていること」という記述だけではなく、「液状化が発生した場合にも、建物への交通経路が確保でき、建物へ入館できること」という記載が必要であると考えます。	本システムは、災害時にこそ国民に対し安定的な情報提供を実現できることが重要であると考えます。大地震発生時に液状化が懸念される土地に建っている建物については、建物自体に液状化の対策が講じていれば良いというだけではなく、さらに加えて「液状化が発生した場合にも、建物への交通経路が確保でき、建物へ入館できること」が重要です。災害時に建物へ入館できない状況は、建物倒壊と同等ではないかと考えます。	要件定義書(案)に記載の通りとします。
82	91	要件定義書(案)、5、データセンター要件	(2)建物に関する要件として、耐震に関する記載がございました。データセンターにおいては、建物自体の耐震性能を担保するだけでは、右記の理由により不十分であると考えられます。したがって、耐震に関する記載においては「建物免震構造であること」という記載が必要であると考えます。	本システムは、災害時にこそ国民に対し安定的な情報提供を実現できることが重要であると考えます。耐震性能のみ担保される「耐震構造」の建物では、建物は倒壊しない構造ですが、建物自体は地盤の振動に揺れにあわせて振動するため、収容されたサーバ機器には、地震の揺れがそのまま伝わり、サーバ機器を壊してしまう懸念があります。その為、データセンターでは、地盤と建物構造体を絶縁する構造を持たせることにより、振動を吸収し建物の揺れを抑えるよう配慮した「建物免震構造」が広く採用されております。地震による振動が館内の設備に対する影響を低く抑えることができる「建物免震構造」は、データセンター選択時の必須要件になると考えられます。	要件定義書(案)に記載の通りとします。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
83	91	要件定義書(案)、5、データセンター要件	(2)建物に関する要件として、「24時間以上の自家発電用燃料を備蓄」と記載がありますが、右記理由により、少なくとも「48時間以上の自家発電用燃料を備蓄」という記載が必要であると考えます。	本システムは、災害時にこそ国民に対し安定的な情報提供を実現できることが重要であると考えます。地震等の大規模災害により、電力会社の設備が壊滅的な打撃を受けた場合、復旧にかかる時間は大変不透明です。実例として、阪神淡路大震災の場合、地震発生後の27時間後に変電所が復旧、電力が主要施設に順次供給が再開し、2日後に主要施設への供給が完了したという実績が報告されています。よって、自家発電用燃料は少なくとも2日間(48時間)稼働可能な量を備蓄しておく必要があると考えられます。	要件定義書(案)に記載の通りとします。
84	91	要件定義書(案)、5、データセンター要件	(3)機器設置室に関する要件について、右記理由により、「1サーバラックあたりの提供電源容量は複数系統あり、合計で8KVA以上であること」という要件の追加が必要かと考えます。	昨今のサーバは、集積度が高まったことにより小型・高性能化され、1台のサーバラックへ搭載できる数量を増やせる環境が整いました。しかし、1台のサーバラックへの供給電力不足により、ラック内に空きがあっても機器を搭載できず、ラック数を追加せざるを得なくなり、データセンターの利用料が増加してしまう懸念がございます。効率的にデータセンターを利用するためにも、1サーバラックあたりの提供電源量は8KVA以上あることが必要であると考えられます。	ラックの検討はハードウェア・ソフトウェア納入事業者の検討範囲であると考えますので、要件定義書(案)に記載の通りとします。
85	15	要件定義書(案)、3.4、監視要件	データセンターの監視要件について、右記に理由により、「監視業務の冗長化が実現されていること」が必要であると考えます。	監視業務の継続性を高めるために、サーバ等を設置するデータセンターとは別の場所で監視業務が継続できる仕組みを有していることが重要であると考えます。過去の実例として、あるデータセンター内で小火災が発生し、オペレータが避難したため、運用・監視業務が停止したという事故がございました。この際、約1時間の間、発生したアラートへの対応やお客様への通報ができず、一部のお客様に支障をきたしたと報じられております。このことから、監視業務の冗長化は必要な要件であると考えられます。	監視業務の冗長化は不要と考えますので要件定義書(案)に記載の通りとします。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
86	63～87	要件定義書(案)4.3.1 サーバ機器稼動ソフトウェア要件	ライセンス数等の数量に不足が生じないようにと調達仕様書(案)に記載されていますが、要件定義書(案)に具体的なライセンス数量が記載されていないようにお見受けします。P2にあります想定会員数 70,000機関以上を前提にお見積を行えばよろしいのでしょうか。 ・ 認証サーバ IBM Tivoli Access Manager ・ NOTES/Domino関連	入札価格に必要な製品を適切なライセンス数含めるためです。	・ 認証サーバ IBM Tivoli Access Managerについては、No16の回答を参照ください。 ・ サーバ機器に導入するNotes/Dominoについてはプロセスライセンスとします。
87	23	調達仕様書(案) 6.(6)情報セキュリティに関し、～	昨今のインターネット環境、情報システムを鑑みましてセキュリティ確保のために必要な措置を取る必要を記述するべきかと思います。 ハードウェアやネットワーク、OS、ミドルウェア等、ハードウェア・ソフトウェア納入業者が設置・設定した環境に対し、セキュリティツールを利用した脆弱性等の試験・評価とその付帯作業の実施要件を具体的に記載すべきかと存じます。	納入システムのセキュリティを確保するとともに、作業に必要な体制や工数等を正確に見積もるためです。	意見を要件定義書に反映します。
88	19	要件定義書(案) 3.5.2 ソフトウェア保守要件	納入したソフトウェア保守について、「ソフトウェアに関する技術的な問題点、ソフトウェアパッチ、バージョンアップ情報を迅速に機構及び運用・保守事業者を提供すること」とございますが、提供する情報に「脆弱性に関する情報」の提供も要件に記載する必要があるかと存じます。	WAMNETの特性上、構成するソフトウェア等の脆弱性をチェックし迅速な対策を講じる必要があると考えるからです。	意見を要件定義書に反映します。
89	25	調達仕様書 7.1(2)	データセンターの1年以上の運用実績について、データセンター事業者の運営実績への変更を希望します。	新規のデータセンターは、設備も充実しており、また、省エネなどへの配慮も行き届いているため、データセンター事業者の実績がある場合は、施設の実績を理由に排除すべきではないと考えます。	施設の稼働実績も考慮が必要と考えているため要件定義書(案)に記載の通りとします。
90	29	調達仕様書 9.3 瑕疵担保責任	「2010年7月20日から起算」ではなく「受入日から起算」が妥当と考えます。	貴機構へのお引き渡しが進んでいる「受入テスト完了後」ないし「運用保守事業者への引き継ぎ時点」を起点とすることが妥当と考えます。	調達仕様書(案)に記載の通りとします。
91	27	(別紙1)要件定義書 4.2.1(2)	「ネットワーク機器一覧」表中、最上段のルータに関して要求仕様の記載をお願いいたします。	「4.2.2ネットワーク機器要件」に記載が無いため。	要件定義書(案)に記載の通りデータセンター設備の一部として提供されるものであるため、必要な要件の検討はハードウェア・ソフトウェア納入事業者の検討事項であると考えます。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
92	41	(別紙1)要件定義書 4.2.3(2) ID 3-27/3-28	複数台のサーバを用いたソフトウェアによるクラスタ構成でご提案可能なように仕様の変更を希望します。	ソフトウェアでの対応でも十分な可用性が期待できるものと考えます。また、「ハードウェアによるフォルトトレラント構成」に限定した場合、WindowsOSを搭載できる機種が著しく限定されと考えられます。	No33の回答を参照ください。
93	47	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [2-1][2-2] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	OSの動作に不具合が発生(フリーズ等)した場合でもHDDの障害検知が必要と考えますので要件定義書(案)に記載の通りとします。
94	47	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [2-3][2-4] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
95	48	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-1][3-2] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
96	48	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-3][3-4] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
97	48	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-5][3-6] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
98	48	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-1][3-2][3-3][3-4][3-5][3-6] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
99	49	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-7][3-8] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
100	49	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-9] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
101	49	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-10] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
102	50	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-11] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
103	50	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-12][3-13][3-14][3-15] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
104	50	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-16][3-17] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
105	51	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-18]内蔵ディスク	SCSIに加え、FC、SAS、S-ATAのドライブでの提案が可能なように仕様の変更を希望します。	SCSIは既に後継規格であるSASに置き換わっております。また、より冗長性の高いFC等のインターフェースを排除する理由は無いと考えます。	要件定義書に意見を反映します。 SCSIに加えSASも可とします。
106	51	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-18]拡張性	「追加したストレージを1つのユニットとして使用できる」に関して、具体的な要求機能に関する説明をお願いします。	追加ストレージの使用方法について、記載内容からは様々なケースが想定でき、機器仕様を決定しきれないため。	No50の回答を参照ください。
107	51	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-19][3-20] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
108	52	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-21][3-22][3-23] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
109	52	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-24][3-25] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
110	53	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-26] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
111	53	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-27][3-28]冗長化構成	複数台のサーバを用いたソフトウェアによるクラスタ構成でご提案可能なように仕様の変更を希望します。	ソフトウェアでの対応でも十分な可用性が期待できるものと考えます。また、「1筐体にサーバ機器を物理的に2つ内蔵する、フォルトトレラント構成」に限定した場合、WindowsOSを搭載できる機種が著しく限定されることが考えられます。	No33の回答を参照ください。
112	53	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-27][3-28] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
113	53	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-29]内蔵ディスク	SCSIに加え、FC、SAS、S-ATAのドライブでの提案が可能なように仕様の変更を希望します。	SCSIは既に後継規格であるSASに置き換わっております。また、より冗長性の高いFC等のインターフェースを排除する理由はないと考えます。	No105の回答を参照ください。
114	53	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [3-29]拡張性	「追加したストレージを1つのユニットとして使用できる」に関して、具体的な要求機能に関する説明をお願いします。	追加ストレージの使用方法について、記載内容からは様々なケースが想定でき、機器仕様を決定しきれないため。	No50の回答を参照ください。
115	54	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-1]テープドライブ	AIT5に加え、LTO4での提案も可能なように仕様の変更を希望します。	LTO4はAIT5より大容量であることに加え、標準的な規格の採用、テープライブラリとの共通化はメリットが大きいと考えます。	No52の回答を参照ください。
116	54	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-1] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
117	54	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-2] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
118	54	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-3] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
119	55	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-4] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
120	55	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-5]テープドライブ	AIT5に加え、LTO4での提案も可能なように仕様の変更を希望します。	LTO4はAIT5より大容量であることに加え、標準的な規格の採用、テープライブラリとの共通化はメリットが大きいと考えます。	No52の回答を参照ください。
121	55	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-5] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
122	55	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-6] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
123	56	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-8]外部接続ディスク	外部接続ディスクではなく、サーバ内蔵のディスクでの提案や、SAN経由でストレージ#1ないし#2の一部を使用する提案も可能なように仕様の変更を希望します。	設置スペースの節約や、より高機能／高性能なストレージシステムの提案が可能となり、運用上のメリットがあると考えます。	要件定義書に意見を反映します。 外部接続ディスクだけでなく、サーバ内蔵のディスクも可とします。
124	56	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-8]外部接続ディスク	「4ドライブでのRAID6構成」については、RAID6構成でRAID構成後の有効ディスク領域サイズを指定する様な記述への変更を希望します。	4ドライブでのRAID6構成の場合、有効なディスク領域は半分の2ドライブ分になってしまいます。ドライブ数を限定せず、要求容量を指定することでよりよい提案が可能になると考えます。	性能を確保するためにディスクドライブの数量も考慮する必要があると考えているため要件定義書(案)に記載の通りとします。
125	56	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-8]外部接続ディスク	RAID6構成に加え、ホットスペアの追加が必要では無いでしょうか。	RAID6では2ドライブまでの冗長性がありますが、ホットスペアの追加が望ましいと考えます。	意見を要件定義書(案)に反映します。
126	56	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-8]テープドライブ	AIT5に加え、LTO4での提案も可能なように仕様の変更を希望します。	LTO4はAIT5より大容量であることに加え、標準的な規格の採用、テープライブラリとの共通化はメリットが大きいと考えます。	No52の回答を参照ください。
127	56	(別紙1)要件定義書 4.2.4(2) [4-8] 信頼性向上機能	「OSに依存しないHDDの障害検出機能及び通知機能」については削除し、「OS Failure画面の自動ダンプ機能」「OSに依存しないイベントログのe-mail通知機能」「OSに依存しない遠隔地からのシステムの電源ON/OFF機能」「遠隔地からのBIOSアップデート機能」の追加を希望します。	HDDは通常OSが動作している状態ではOSの監視システムがレポートするため必須とは考えられません。障害の発生時に遠隔地からの十分な対応が可能な機能が必要であると考えます。	No93の回答を参照ください。
128	60	(別紙1)要件定義書 4.2.5(2) [K-52]	明るさを4000ルーメン以上とする事をお勧めします。	300型での表示の場合、コントラスト2000:1以上、明るさ4000ルーメン以上が望ましいのではないかと考えます。	要件定義書(案)に記載の通りとします。
129	60	(別紙1)要件定義書 4.2.5(2) [K-52]	コントラストを2000:1以上とする事をお勧めします。	300型での表示の場合、コントラスト2000:1以上、明るさ4000ルーメン以上が望ましいのではないかと考えます。	要件定義書(案)に記載の通りとします。
130	61	(別紙1)要件定義書 4.2.5(2) [H-12]	モニタのサイズ指定について、本項にのみ要求がありますが、誤記ではないでしょうか？		誤記ではありません。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
131	64	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [2-1][2-2] SSLサーバ証明書	「ほぼ全ての携帯電話」の表現について、より具体的な記載を希望します。	要件が漠然としているため。	意見を要件定義書に反映します。 対象となる携帯電話は、 「NTT Docomo iモード 対応携帯電話」となります。
132	65	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [2-3][2-4] メールサーバ	「スパムメール対策機能」について、具体的な機能要求の記載を希望します。	スパムメール対策機能にはOSSを含め多様なソリューションがあるため、機能要件を明確化しない場合、提案内容に大きなばらつきが出るものと考えられます。	要件定義書に具体的な機能要件を記載します。
133	65	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [2-3][2-4] 「メールサーバ」 「ゲートウェイ用ウイルス対策ソフトウェア」	「メールサーバ」に記載のある「スパムメール対策機能」について、「ゲートウェイ用ウイルス対策ソフト」での対応も可能なように仕様の変更を希望します。	ゲートウェイ用ウイルス対策ソフトにはスパムメール対策機能を有するものが多いため。	意見を要件定義書に反映します。
134	66	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [3-1][3-2] メールサーバ	「スパムメール対策機能」について、具体的な機能要求の記載を希望します。	スパムメール対策機能にはOSSを含め多様なソリューションがあるため、機能要件を明確化しない場合、提案内容に大きなばらつきが出るものと考えられます。	No132の回答を参照ください。
135	66	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [3-1][3-2] 「メールサーバ」 「ゲートウェイ用ウイルス対策ソフトウェア」	「メールサーバ」に記載のある「スパムメール対策機能」について、「ゲートウェイ用ウイルス対策ソフト」での対応も可能なように仕様の変更を希望します。	ゲートウェイ用ウイルス対策ソフトにはスパムメール対策機能を有するものが多いため。	No133の回答を参照ください。
136	67	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [2-1][2-2] SSLサーバ証明書	「ほぼ全ての携帯電話」の表現について、より具体的な記載を希望します。	要件が漠然としているため。	No131の回答を参照ください。
137	69	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [3-7][3-8] ファイルサーバ用クラスタリングソフトウェア	CLUSTERPROX2.0以外の提案が可能であるように仕様の変更を希望します。	LifeKeeper、Veritas Cluster ServerなどCLUSTERPROX2.0と同等の機能を有するソフトウェアは多数存在するため、限定する必要はないと考えます。	No37の回答を参照ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
138	74	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [3-16][3-17]データベース サーバ用クラスタリングソフト ウェア	CLUSTERPROX2.0以外の提案が可能であるよ うに仕様の変更を希望します。	LifeKeeper、Veritas Cluster Serverなど CLUSTERPROX2.0と同等の機能を有するソフトウェ アは多数存在するため、限定する必要はないと考え ます。	No37の回答を参照ください。
139	80	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [4-1]ローカルデータ用バック アップソフトウェア	OS領域のリストアについても「OSを停止するこ となく、任意のタイミングで実施できる」という仕 様に取れますが、OS領域についてはOSの停 止後にリストアする様、仕様の変更を希望しま す。	OSを動作させながらOS領域をリストアした場合、正 常な動作は期待できなくなるため。	要件定義書(案)に記載の通りとします。 ローカルデータ用バックアップソフトウェアはシステム領 域(OS領域)を扱いません。
140	83	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [4-4]オペレーティングシステ ム	WindowsOS以外のOS(Linux等)での提案も 可能のように仕様の変更を希望します。	LinuxOSを採用することにより広範囲のネットワーク 監視ソフトウェアの提案が可能になります。	設計作業の手戻りを回避するために要件定義(案)に記 載の通りとします。
141	84	(別紙1)要件定義書 4.3.1(3) [4-5]ローカルデータ用バック アップソフトウェア	OS領域のリストアについても「OSを停止するこ となく、任意のタイミングで実施できる」という仕 様に取れますが、OS領域についてはOSの停 止後にリストアする様、仕様の変更を希望しま す。	OSを動作させながらOS領域をリストアした場合、正 常な動作は期待できなくなるため。	No139の回答を参照ください。
142	87	(別紙1)要件定義書 4.3.1(5) 音声読上げソフトウェア導入 対象機器一覧	3-21、3-22、3-23以外の機器には導入は必要 無いのではないのでしょうか。	Webコンテンツを提示するサーバでのみ必要となる のではないかと考えております。	意見を要件定義書に反映します。 3-21、3-22、3-23が導入対象機器となります。
143	91	(別紙1)要件定義書 5(1)	35km圏内の記載について、より広い範囲での 提案が可能であるように変更を希望します。	都心部では仕様に合致するデータセンタが少なく、 また、コストパフォーマンスが良くありません。範囲を 拡げることで、より良い提案の可能性が広がると考 えます。	機構からの距離を考慮した要件としておりますので要件 定義書(案)に記載の通りとします。
144	91	(別紙1)要件定義書 5(2)	専用建築物とする要件の削除を希望します。	他の要件を満たしていれば、専用／兼用の区別は 重要では無いと考えられます。	No60の回答を参照ください。
145	91	(別紙1)要件定義書 5(2)	「UPS及び自家発電機は冗長化され、」につい て、「UPSと自家発電機は互いに冗長動作可能 であること」への変更を希望します。	現仕様ではUPSと自家発電機がそれぞれ冗長化さ れていることが要求されており、提案可能なデータセ ンターが限定されてしまいます。	・UPSについては冗長化が必要です。 ・自家発電機については、No61の回答を参照ください。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
146	92	(別紙1)要件定義書 5(7)	作業スペースについて、データセンタ施設外での提案が可能であるよう仕様の変更を希望します。	作業スペースを提供できるデータセンタは非常に限定されます。記載の作業に関し、ネットワーク接続が可能であれば、データセンタ施設内で無ければならない理由が乏しいと考えられること、VPN等により開発事業者のオフィスからのアクセスも可能であり、その方が利便性が高いと考えられること、などを考慮し、見直しを希望します。	総合テスト作業時の作業の効率化を考慮し、要件定義書(案)に記載の通りとします。
147	仕様書P.6	4. スケジュール	次期WAMNETシステムのサービス期間を追記して頂きたいと考えます。	保守契約、データセンタ契約等、契約期間により、見積金額に変動があるためです。	期間については、調達時に明らかにします。
148	仕様書P.7	表4-1	ハードウェア・ソフトウェア搬入・設置(設定・動作確認等)の完了が2010年(平成22年)2月16日と記載されておりますが、その日迄はハードウェア・ソフトウェア搬入事業者が優先的にハードウェア・ソフトウェアを利用できることを明記して頂きたいと考えます。	ハードウェア・ソフトウェア搬入・設置(設定・動作確認等)の期間が限られており、設計・開発事業者がその期間にテストなどで利用した場合、スケジュールが厳しくなるためです(結合・総合テスト期間と重なっているため、設計・開発事業者がその期間にテストなどで利用されるのではと考えました)。	意見を要件定義書に反映します。
149	仕様書P.13	(3) 動作確認実施計画書及び動作確認仕様書の策定	設計・開発事業者作成の基本設計書・詳細設計書・パラメータを2009年9月(応札準備期間)に閲覧できることを、追記頂きたいと考えます。	見積段階(応札準備期間)に基本設計書・詳細設計書・パラメータを閲覧することで、正確な見積ができ、公平な入札が可能になると考えます。	設計・開発事業者が提供する基本設計書及びパラメータ設計情報の範囲については閲覧資料にて確認可能です。 詳細設計書、具体的なパラメータ設計情報の内容については作成段階であるため、落札後に提示することとします。
150	仕様書P.18	5.2.2 運用要件	媒体/マニュアル保管について、参考として現状の保管量をご提示頂けますようお願い致します。	データセンターでの保管場所等、検討する必要があります。	設計書及びマニュアル類で書架2本を使用しています。媒体は、DDS、DVD、LTOを併せて約900本を保管しています。現状の保管量の詳細については閲覧資料にて確認可能です。
151	仕様書P.19	5.3.2 ハードウェア・ソフトウェア要件	データセンターに設置する機器の監視は、費用対効果が期待できるのであれば、ハードウェア・ソフトウェア搬入事業者が独自に構築し、サービス提供する形も可能と追記して頂きたいと考えます。	データセンターが提供する監視サービスに拘らず、総合的な観点から本件に最適な監視サービスを提供したいと考えるためです。	No14の回答を参照ください。
152	仕様書P.22	納入条件	成果物の納入場所、部数の概算数量をご提示頂きたいと考えます。	左記情報により、見積金額に変動があるためです。	調達仕様書に成果物の納入場所及び部数を記載します。 納入場所は、機構とします。 納入部数は、紙・電子でそれぞれ正:1部、副:2部とします。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
153	仕様書P.23	保証要件 (2)	撤去、梱包、設置の明細な仕様をご提示頂きたいと考えます。	受託者側の作業ミス発生リスクを極力減らすと共に、見積の精度向上にも寄与する情報と考えますので、可能な限りお示しいただきたく存じます。	撤去、梱包、設置等は、安全性が確保されることを前提とします。具体的な実施方法は、提案者の検討事項と考えます。ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、実施方法を機構に説明し了承を得たのち作業を実施することになります。 現行の電子申請システム関連資料は閲覧資料にて確認が可能です。
154	仕様書P.23	保証要件 (2)、(3)、(4)	「ハードウェア・ソフトウェア搬入事業者が負担すること」を「ハードウェア・ソフトウェア搬入事業者の責任が明らかな場合には負担すること」に変更して頂きたいと考えます。	責任所在を明確化する事により、見積金額の精度向上に繋がると考えます。	意見を調達仕様書に反映します。
155	仕様書P.23	保証要件 (4)	設計・開発事業者が提供すべき情報（基本設計書・詳細設計書・パラメータ等）が遅れた場合には、負担義務がない旨を追記頂きたいと考えます。	設計・開発事業者が提供すべき情報（基本設計書・詳細設計書・パラメータ等）が遅れた場合、作業遅延の回避が困難であるためです。	No154の回答を参照ください。
156	仕様書P.30	9.5 損害賠償	損害賠償の限度額は、契約金額以内と変更して頂きたいと考えます。	仕様書の時点から明確にしておくことにより、契約時の調整が不要となります。	限度額については、契約締結時に、双方協議の上決定することとします。
157	要件定義書 P.6	3.1 搬入・設置に関する作業要件 (4)	機構内LAN回線を引くため、既存の図面（前回の工事図面等）を2009年9月（応札準備期間）に閲覧できることを、追記頂きたいと考えます。	見積段階（応札準備期間）に既存の図面（前回の工事図面等）を閲覧することで、正確な見積ができ、公平な入札が可能になると考えます。	前回の工事図面等は存在しませんが、機構内のフロアレイアウトは、閲覧資料で確認が可能です。
158	要件定義書 P.12	(2) 移設前作業	設計・開発事業者側からの監視エージェントのパラメータ以外に、電子申請システム側からも監視マネージャと監視エージェントの設定情報について、電子申請システム側から提供されることを追記頂きたいと考えます。	電子申請システムに導入されていた製品と同じものを導入し、移行リスクを低減したいと考えます。	意見を要件定義書に反映します。 電子申請システムの移設前のパラメータは閲覧資料にて確認可能です。 なお、電子申請システムの移設前のパラメータは落札後に提示します。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
159	要件定義書 P.19	3.5.4 SSLサーバ証明書の取得と更新作業	サーバ証明書の数量、種類、認証期間、更新頻度の情報をご提示頂きたいと考えます。	左記情報により、見積金額に変動があるためです。	サーバ証明書の数量、種類については、4.3.1サーバ機器稼働ソフトウェア要件の(3)サーバ機器稼働ソフトウェア個別要件及び(4)SSLサーバ証明書ライセンス対象機器一覧を参照ください。 サーバ証明書の期間及びそれに伴う更新頻度についてはハードウェア・ソフトウェア納入事業者の検討事項と考えます。
160	要件定義書 P.29	ファイアウォール兼侵入防御装置	ファイアウォール兼侵入防御装置は、別々の装置で実装しても良い旨、追記頂きたいと考えます。	設計に自由度を持たせ、より良いサービスを提供するためです。	設計作業の手戻りを回避するため、要件定義書(案)に記載の通りとします。
161	要件定義書 P.30	リバースプロキシサーバ	リバースプロキシサーバにて、URLマッピング(変換)を実施しない場合、その旨明記頂きたいと考えます。	左記情報により、見積金額に変動があるためです。	URLマッピング機能は必要なため要件定義書に記載します。
162	P.12	調達仕様書(案) 5.2.1 導入・設置及び移設に関する作業要件 (2)搬入・設置実施計画書の策定	「本ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、(中略)必要に応じて記載事項を追加すること。」と記載がありますが、最低価格入札方式では技術評価による加点がないため、仕様書に具体的に記載がない要件については、入札業者は価格競争の誘因が高く、仕様書に記載がないことを見積もりに含めると価格不利になるため、追加で見積をすることは無いと思います。従いまして、必要な作業要件については具体的に記載していただくか技術評価を実施し、加点していただける総合評価方式の採用をお願いいたします。	情報システムに係る政府調達の基本指針 実務手引書によれば「分離調達における総合評価落札方式の運用」とあります。分離調達においては、一括調達に比して事業者に高い技術力が求められるため、総合評価落札方式の運用が適切と考えます。	調達仕様書(案)の搬入・設置実施計画書の策定には搬入・設置実施計画書に記載が必要と考える事項について示しています。提案する製品に依存する事項がある場合は、記載に含めることを想定しています。 調達方式については最低価格落札方式とします。
163	14	調達仕様書(案) 5.2.1 導入・設置及び移設に関する作業要件 (6)設計・開発事業者への運用・保守引継ぎの実施	HWSW納入事業者が作成する「正常稼働時の動作状態、異常の判断基準と異常発生時の対応等」は、機器やOSレベルなど単体レベルに留まると理解して宜しいでしょうか。	HWSW納入事業者は設計を行わないため、WAM NETとして正常／異常の判断を行うことができないため。	提案者の認識の通りです。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
164	21	調達仕様書 (案) 5.5 成果物及び提出期限 ※1	明確に指定されていないソフトウェアの設計とパラメータについても、設計・開発事業者が実施すると理解して宜しいでしょうか。 また、パラメータ等の設定に必要な情報が不足した場合には、設計・開発事業者から回答を得られると理解して宜しいでしょうか。	HWSW納入事業者はWAM NETを理解していませんが、必要な情報が提供されるのか不明なため。 スケジュール的にも詳細な設計が完了している事を前提にする必要があるため。	”明確に指定されていないソフトウェア”が何を指すのか不明ですが、設計・開発事業者は、ハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値の基となるパラメータ設計情報を作成します。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、設計・開発事業者から提供されるパラメータ設計情報を基に納入するハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値の確定を行います。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、具体的な設定値を確定させるにおいて設計・開発事業者を確認する事項が発生した場合は、確認・協議等の支援を受けることができます。
165	21	調達仕様書 (案) 5.5 成果物及び提出期限 ※3、※4	動作確認実施計画書、動作確認仕様書に記載される内容は、機器単体レベルでの稼働を確認する目的と考えて良いでしょうか。	HWSW納入事業者はWAM NETを理解していない事から、システムとしての確認を行えないため。	機器単体レベルの稼働確認を目的とするものではなくシステムのプラットフォームとしての動作確認を行うことが目的となります。動作確認仕様書にはネットワーク機器及びサーバ機器等のネットワーク疎通確認 (LAN、WAN)、ハードウェア単体動作確認、OS、ミドルウェア等導入するソフトウェアの動作確認、冗長化構成の切替動作確認、脆弱性検査等を含む必要があります。動作確認内容については設計・開発事業者が確認することとしています。
166	23	調達仕様書 (案) 6. 保証要件 (4)	設計の不備不足による作業遅延の場合には、費用負担を求められないと理解して良いでしょうか。	HWSW納入事業者がWAM NETを理解し、設計以降の作業を行うことはスケジュール的に難しいと考えられるため。	明らかにハードウェア・ソフトウェア納入事業者の責でない場合は、費用負担を求めません。
167	2	要件定義書 (案) 1.システム概要	「想定会員数は70,000機関以上」の記述がありますが、クライアントライセンスの正確な見積りをご提示するために、想定会員数の上限をご提示いただけないでしょうか。		No86の回答を参照ください。
168	8	要件定義書 (案) 3.1 搬入・設置に関する作業要件	「ソフトウェアインストールマニュアルの記載内容については、設計・開発事業者と整合し、修正が必要な場合にはハードウェア・ソフトウェア納入事業者は修正を行うこと」の記述がありますが、設計・開発事業者が想定したソフトウェアと、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が納入するソフトウェアが異なる場合、「ソフトウェア構成表」「各種パラメータシート」が一致しないケースがあります。 そのような場合でも、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者が必要とする情報は、設計・開発事業者から提供されるのでしょうか。		パラメータ設計について、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者の役割と設計・開発事業者の役割が明確になるように調達資料の記載を見直します。 設計・開発事業者は、ハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値の基となるパラメータ設計情報を作成します。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、設計・開発事業者から提供されるパラメータ設計情報を基に納入するハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値の確定を行います。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
169	7 8	要件定義書(案) 3.1 搬入・設置に関する作業要件 (7) ハードウェアの設置と各種設定 (8) ソフトウェアのインストールと各種設定 (10) ハードウェアの動作確認 (11) ソフトウェアの動作確認	HWSW納入事業者の各種設定作業等、および動作確認は、作業を開始する時点で設計・開発事業者から引継ぎを受ける次の資料により可能な範囲で実施すると理解して宜しいでしょうか。 - 基本設計書 - ネットワーク仕様書 - システム構成図 - ソフトウェア構成表 - 各種パラメータシート 基本設計書には、リバース・プロキシ、ファイアウォール、侵入検知などを含む全体の設計が含まれると理解して宜しいでしょうか。	作業量を正しく理解するために確認する必要があります。 HWSW納入事業者は、WAM NETを理解していないため、設定に必要な情報を入手する必要があります。	可能な範囲での作業ではなくシステムのプラットフォームとしての動作の確認が必要となります。 設計・開発事業者は、ハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値の基となるパラメータ設計情報を作成します。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、設計・開発事業者から提供されるパラメータ設計情報を基に納入するハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値の確定を行い、動作確認等を行うことになります。 リバース・プロキシ、ファイアウォール、侵入検知についてはネットワーク仕様書に含まれます。 なお、要件定義書(案)に記載しているネットワーク仕様書、システム構成図、ソフトウェア構成表は、基本設計書の一部であるため要件定義書で記載を見直します。 基本設計書及び設計・開発事業者が提供するパラメータ設計情報の範囲については閲覧資料にて確認可能です。
170	7 8	同上	HWSW納入事業者の納品に関する責任は次のように考えて正しいでしょうか。 - 調達仕様書と要件定義書の要件を満たしているか。 - 調達仕様書と要件定義書の要件とは異なるが、次の条件を満足できるか。 ① 意図しているものと同等以上の機能を実現できる ② 設計開発作業に影響を及ぼさない ③ 設計をHWSW納入事業者が独自に実施し、適切なパラメータ設定を行える	より良い製品のご提供が制限されないことを確認したいため。	ハードウェア・ソフトウェア納入事業者の納品に関する責任は調達仕様書と要件定義書の要件を満たしていることになります。
171	13	要件定義書(案) 3.2 電子申請システム移設要件 (7) 本システムとの連動動作確認における支援作業	ネットワーク、監視エージェントの各種設定、ハードウェア構成の設備・結線についてと記述がありますが、ネットワークや監視エージェントの設定に関連してOSやソフトウェアへの設定作業も発生することが考えられます。パラメータシートを含む情報が提供されるのでしょうか。	適正な要員計画を行うためと、作業役務が受託車間で跨った場合の、テストおよび問題発生時の切り分けを明確にすることが必要と考えるため。	設計・開発事業者は、OSのネットワークに関するパラメータ設計情報、監視エージェントで監視する項目の情報を提供します。監視エージェント設定はハードウェア・ソフトウェア納入事業者の責任で実施します。
172	14	要件定義書(案) 3.3 運用要件	「媒体/マニュアル保管」とありますが、過般記憶媒体の必要数をお教えてください。		設計段階のため必要な可搬記憶媒体数については未決定です。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
173	19	要件定義書(案) 3.5 保守要件 3.5.3 ソフトウェア保守要件	要件として提示されている、「ソフトウェアライセンスが有効期限切れになる前にその更新作業を行うこと」と記述がありますが、バージョンアップ等は本調達の作業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	システムライフサイクルを計画した更新計画を適正に行うため。	提案者の認識の通りです。
174	23	要件定義書(案) 4.1.3 ネットワーク構成 業務で使用するLAN回線図、 管理セグメント回線図、 バックアップセグメント回線図	"バッチ処理兼メールサーバ"のみフォルト・トランスラント構成と書かれていますが、他の方式による冗長化構成でもよろしいでしょうか。	システム利用者に大きな影響を与えるRDBサーバにクラスタ構成を採用しているにも係らず、限定的な影響しか与えない該当サーバーに特別な技術を使用する理由をお教えてください。	No33の回答を参照ください。
175	47 48 50	要件定義書(案) 認証#1サーバ[2-1] 認証#1サーバ[2-2] LDAP#1サーバ[3-3] LDAP#2サーバ[3-4] DB#3サーバ[3-16] DB#4サーバ[3-17]	・CPU "Intel製4コア型で動作クロック3.3GHz以上のサーバ向け64ビットCPU IntelXeonプロセッサ E5470相当又はそれ以上であること プロセッサを2つ以上有すること" という記述を以下に変更頂けませんでしょうか。 "Intel製4コア型で動作クロック2.93GHz以上のサーバ向け64ビットCPU IntelXeonプロセッサ X5570相当又はそれ以上であること プロセッサを2つ以上有すること"	Xeon E5400番台は今後終息へ向かう製品であり、調達時期にはXeon E5400番台をご提供するのは難しい為、最新のCPUであるXeon X5500番台へ変更いただきたい。 例として弊社製品であるSystem x 3650 M2モデルでCPUスペックの比較をした結果、クロック数が低くてもXeon E5470よりXeon X5570の方が遥かに高性能であることから変更しても問題はないと考えます。 x3650M2(Xeon X5570 2.93GHz 2CPU) SPEC int2006 rate = 250 SPEC FP2006 rate = 196 x3650(Xeon E5470 3.33GHz 2CPU) SPEC int2006 rate = 148 SPEC FP2006 rate = 81.7	意見の要件も可能となるように要件定義書を見直します。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
176	47	要件定義書(案) 外側主DNS/副Mail/NTP サーバ[2-3] 外側主Mail/副DNS/NTP サーバ[2-4]	・CPU "Intel製4コア型で動作クロック2GHz以上の サーバ向け64ビットCPU IntelXeonプロセッサ E5405相当又はそれ以上であること" という記述を以下に変更頂けませんでしょうか。 "Intel製4コア型で動作クロック2GHz以上の サーバ向け64ビットCPU IntelXeonプロセッサ X5504相当又はそれ以上であること"	Xeon E5400番台は今後終息へ向かう製品であり、 調達時期にはXeon E5400番台をご提供するのは難しい 為、最新のCPUであるXeon X5500番台へ変更 いただきたい。 x3650M2(Xeon X5570 2.93GHz 2CPU) SPEC int2006 rate = 250 SPEC FP2006 rate = 196 x3650(Xeon x5450 3GHz 2CPU) SPEC int2006 rate = 132 SPEC FP2006 rate = 75.2	No175の回答を参照ください。
	48	内側主DNS/副Mail/NTP サーバ[3-1] 内側主Mail/副DNS/NTP サーバ[3-2]			
	49	ファイル共有 # 1サーバ[3- 7] ファイル共有 # 2サーバ[3- 8]			
	54	OS管理サーバ[4-2] 侵入・ウィルス・FW管理サ ーバ[4-3]			
	55	NW管理サーバ[4-4] システムログサーバ[4-5]			
177	48	要件定義書(案) 動画配信 # 1サーバ[3-5] 動画配信 # 2サーバ[3-6]	・CPU "Intel製4コア型で動作クロック3GHz以上の サーバ向け64ビットCPU IntelXeonプロセッサ E5450相当又はそれ以上であること" という記述を以下に変更頂けませんでしょうか。 "Intel製4コア型で動作クロック2.93GHz以上の サーバ向け64ビットCPU IntelXeonプロセッサ X5570相当又はそれ以上であること"	Xeon E5400番台は今後終息へ向かう製品であり、 調達時期にはXeon E5400番台をご提供するのは難 しい為、最新のCPUであるXeon X5500番台へ変更 いただきたい。	No175の回答を参照ください。
	49	テスト(Notes)サーバ[3-1 0]			
	50	テスト(Java)サーバ[3-11]			
	51	MTA # 1サーバ[3-19] MTA # 1サーバ[3-20]			
	54	コールログDBサーバ[4-1]			

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
178	49	要件定義書(案) 全文検索サーバ[3-9]			
	50	WebAP#1サーバ[3-12] WebAP#2サーバ[3-13] WebAP#3サーバ[3-14] WebAP#4サーバ[3-15]	・CPU "Intel製4コア型で動作クロック3GHz以上のサーバ向け64ビットCPU IntelXeonプロセッサE5450相当又はそれ以上であること プロセッサを2つ以上有すること" という記述を以下に変更頂けませんでしょうか。	Xeon E5400番台は今後終息へ向かう製品であり、調達時期にはXeon E5400番台をご提供するのは難しい為、最新のCPUであるXeon X5500番台へ変更いただきたい。	No175の回答を参照ください。 なお、バッチ処理兼メール#1サーバ[3-27]/バッチ処理兼メール#2サーバ[3-28]については要件定義書(案)に記載の通りとします。
	52	WebAP#1サーバ[3-21] WebAP#2サーバ[3-22] WebAP#3サーバ[3-23] DB#1サーバ[3-24] DB#2サーバ[3-25]	"Intel製4コア型で動作クロック2.93GHz以上のサーバ向け64ビットCPU IntelXeonプロセッサX5570相当又はそれ以上であること プロセッサを2つ以上有すること"	例として弊社製品であるSystem x 3650 M2モデルでCPUスペックの比較をした結果、クロック数が低くてもXeon E5450よりXeon X5570の方が遥かに高性能であることから変更しても問題はないと考えます。 x3650M2(Xeon X5570 2.93GHz 2CPU) SPEC int2006 rate = 250 SPEC FP2006 rate = 196 x3650(Xeon x5450 3GHz 2CPU) SPEC int2006 rate = 132 SPEC FP2006 rate = 75.2	
	53	LEIサーバ[3-26] バッチ処理兼メール#1サーバ[3-27]/バッチ処理兼メール#2サーバ[3-28]			
	55	バックアップ#1サーバ[4-6]			
	56	バックアップ#2サーバ[4-6]			
179	54	要件定義書(案) コールログDBサーバ[4-1]	テープドライブ-"AIT5規格相当の磁気テープメディアに対応したテープドライブを有すること"と記載がありますが、LTO4規格によるテープドライブをご提案しても構わないでしょうか。	LTO4はAIT5よりも容量、転送速度ともに優位性があります。 テープライブラリではLTO4を採用しており、LTOでテープ媒体を統一することが可能になります。	No52の回答を参照ください。
	55	システムログサーバ[4-5]			
	56	バックアップ#2サーバ[4-6]			
180	63	要件定義書(案) 4.3.1.サーバ機器稼動ソフトウェア要件	(2)バックアップ要件の「システムイメージ用バックアップ」および「ローカルデータ用バックアップ」に「各サーバの内蔵ディスクについてシステム領域(OS領域)のディスクイメージを作成し、そのイメージデータをバックアップサーバに転送し保管する。」とありますが、内蔵ディスクに作成せず、直接バックアップサーバに転送し保管する方法も可能とさせていただけますでしょうか。	同一機器の内蔵ディスク上にバックアップイメージを作成すると、転送前にディスク障害が生じた場合、バックアップ取得が確実に完了できない可能性が生じます。	データの保全や復旧時間の短縮を目的とした要件であるため、要件定義書(案)に記載の通りとします。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
181	64	要件定義書 (案) 認証 # 1 サーバ[2-1] 認証 # 1 サーバ[2-2]	特にOSがLinuxの場合、「オペレーティングシステムの実行を停止することなく、任意のタイミングでオペレーティングシステムの動作しているハードディスクボリュームをバックアップ可能なこと」とありますが、この要件を削除いただけますよう、お願いいたします。	OSを停止せずにバックアップを実行することはシステム運用の安定性を考えた場合に、特にLinux環境においてリスクが高いと考えます。 サーバが二重化されているため、無停止バックアップを行う必要はありません。	ライセンス数の低減を考慮したものであり、また技術的に問題ない要件と考えますので要件定義書 (案) に記載の通りとします。
182	65 66 67 84	外側主DNS/副Mail/NTP サーバ[2-3] 外側主Mail/副DNS/NTP サーバ[2-4] 内側主DNS/副Mail/NTP サーバ[3-1] 内側主Mail/副DNS/NTP サーバ[3-2] LDAP#1サーバ[3-3] LDAP#2サーバ[3-4] システムログサーバ[4-5] システムイメージ用バック アップエージェント	「バックアップ内容の暗号化機能を持つこと」とありますが、バックアップ・データについて暗号化でなくバイナリとして保管することで直接データを見ることができない方式でも可としていただけますよう、ご検討お願いいたします。	システムイメージのバックアップを暗号化する必要は無いと考えます。	要件定義書 (案) に記載の通りとします。
183	74	要件定義書 (案) 4.3.1(3) [3-16][3-17]データ ベース用クラスタリングソフト ウェア	CLUSTERPRO X2.0以外の提案も可能としていただけるよう検討ください。	同等の機能を有するクラスタリングソフトウェアは市場に多く出回っており、製品指定する必然性が感じられません。	No37の回答を参照ください。
184	76, 77, 79	要件定義書 (案) 4.3.1.サーバ機器稼動ソフト ウェア要件	クライアントライセンスが必要なソフトウェアの正確な見積りをご提示するために、各種ソフトウェアにアクセスするユーザの詳細をお教え下さい。 例：Notesクライアント数、開発/保守用のライセンス数など		要件定義書に必要なクライアント数の要件を記載します。 Notesクライアント (開発機能無し) は、13台 (P.88～P.90の[C-1]～[C-12]、[K-51]) に導入が必要となります。 Notesクライアントの開発機能は、12台 (P.90[H-1]～[H-12]) に導入が必要となります。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
185	87	要件定義書(案) 4.3.1 サーバ機器稼動ソフトウェア要件 (4) SSLサーバ証明書ライセンス対象機器一覧	LDAPサーバにもSSLサーバ証明書が必要でしょうか。		LDAPサーバにもSSLサーバ証明書が必要です。
186	87	要件定義書(案) 4.3.1 サーバ機器稼動ソフトウェア要件 (5) 音声読上げソフトウェア導入対象機器一覧	9台すべてに同じソフトウェアを導入する必要があるでしょうか。		No142の回答を参照ください。
187	別紙2	要件定義書(案) 役割分担表 5. 搬入・設置	"OS、ソフトウェア、ネットワーク等の設定値は、設計・開発事業者の設計範囲となる"と記載されていますが、HWSW納入事業者が納入するすべてが対象に行われると考えてよろしいでしょうか。	作業量を正しく見積もるために必要になります。また、スケジュール的にもHWSW納入事業者が設計作業を行うことは難しいと考えます。	パラメータ設計について、ハードウェア・ソフトウェア納入事業者の役割と設計・開発事業者の役割が明確になるように調達資料の記載を見直します。 設計・開発事業者は、ハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値の基となるパラメータ設計情報を作成します。 ハードウェア・ソフトウェア納入事業者は、設計・開発事業者から提供されるパラメータ設計情報を基に納入するハードウェア、ソフトウェア等に設定する具体的な設定値を確定させます。 設計・開発事業者が作成するパラメータ設計情報の範囲については閲覧資料にて確認可能です。
188	35	要件定義書(案) 4. 2. 3 サーバ・クライアント機器一覧 (2) サーバ機器一覧 認証サーバ#1 [2-1] 認証サーバ#2 [2-4]	ユーザ認証機能とリバースプロキシ機能が統合された製品を調達する方針に見直しをしてはいががでしょうか。	ユーザ認証機能とリバースプロキシ機能が統合された製品を導入することにより調達コスト、運用管理コストが削減されます。 障害ポイントの削減にもつながり運用品質が高めると想定されます。	要件定義書(案)に記載の通りとします。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
189	67	要件定義書(案) 4.3 ソフトウェア要件 4.3.1 サーバ機器稼動ソフトウェア要件 (3) サーバ機器稼動ソフトウェア個別要件 LDAP#1サーバ[3-3] LDAP#2サーバ[3-4]	オペレーティングシステムが「Linux標準仕様(LSB)」を前提とした条件となっておりますが「最新のMicrosoftWindowsActiveDirectory規格に準拠又は対応とする」に変更されたほうがよろしいかと考えます。	ClientPCとの親和性の高いMicrosoftWindowsActiveDirectoryを導入することで運用管理コストの効率化が図れると考えられます。	設計への手戻りを回避するため、要件定義書(案)に記載の通りとします。
190	74	要件定義書(案) 4.3 ソフトウェア要件 4.3.1 サーバ機器稼動ソフトウェア要件 (3) サーバ機器稼動ソフトウェア個別要件 DB#3サーバ[3-16] DB#4サーバ[3-17]	データベースサーバ用クラスタリングソフトウェアの「NEC CLUSTER PROX2.0以上であること」の記述を「OracleDatabase11gとの親和性を考慮したクラスタリングソフトウェアであること」に変更されたほうがよろしいかと考えます。	「NEC CLUSTER PROX2.0以上であること」だけでは指標が曖昧と考えます。	No37の回答を参照ください。
191	92	要件定義書(案) データセンター要件 (6) 施設・設備に関する障害対応要件	「自家発電機の稼動テストを定期的実施」の記述に「月1回以上」の定量的な要件を付したほうがよろしいかと考えます。	同じ「定期的」であってもその周期によって品質が大きく異なります。本システムを賄うデータセンターとしては「月1回以上の発電機稼動テスト」が妥当と考えます。 また「年1回メーカー点検及び実負荷試験を実施」を条件に追加することで電源設備の信頼性がさらに向上すると考えます。	定量的な要件を要件定義書に記載します。
192	18-19	要件定義書(案) 3.5 保守要件	ネットワーク保守、ハードウェア保守、ソフトウェア保守の期間を明確に記述されたほうがよろしいかと考えます。	時期を明確にすることでトータル保守費用の低減が図れると考えられます。	No28の回答を参照ください。
193	18	要件定義書(案) 3.5 保守要件 3.5.1 ネットワーク保守要件 3.5.2 ハードウェア保守	保守性向上のため、主要な機器を予備として配置することがよいかと考えます。	障害時の機器調達にかかる時間を少なくすることで保守性が向上しシステムのサービスレベルが高まると考えられます。	予備機の配置は不要です。
194	25	7.1 実績 (2) データセンターに関する実績 本ハードウェア・ソフトウェア納入業者が提案するデータセンターは1年以上の運用実績があること	事業者として、データセンターの運用実績が1年以上であれば、提案するデータセンターの運用実績が1年未満でも問題ないと考えますので、以下のよう修正をお願いします。 本ハードウェア・ソフトウェア納入業者が提案するデータセンターの事業者は、1年以上のデータセンター運用実績があること。	提案するデータセンターの選択肢を広げるため。また、経験豊富なデータセンター事業者が運営する、最新のデータセンターを選択できるようにするため。	施設の稼働実績も考慮が必要と考えているため調達仕様書(案)に記載の通りとします。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
195	25	7.2 認証・資格等	認証・資格に、以下の項目を追加して下さい。 応札者は、経済産業省の「システムインテグレータ(SI)登録」に登録されていること。また、「特定システムオペレーション(SO)企業」に認定されていること。	本システムの規模のシステム構築、及びデータセンター業務を的確に遂行できる能力を証明するため。	特に必要ないと考えるため、調達仕様書(案)に記載の通りとします。
196	2	1.システム概要 本システムの想定会員数は70,000機関以上、想定利用者数は1日あたり10,000人以上、想定ヒット数は1日あたり720,000件以上である。	1日あたりの想定ヒット数が記載されていますが、ピーク時の想定ヒット数(TPS)も記載して下さい。	機器のサイジングの参考とさせて頂きたく存じます。	サイジング検討を基に要件を確定しておりますので要件定義書(案)に記載の通りとします。 各機器の要件については、次の箇所を参照ください。 4.2.2ネットワーク機器要件 4.2.4サーバ機器要件 4.2.5クライアント機器要件
197	18	3. 5.2 ハードウェア保守 ・ハードウェアの定期点検を行い、その実施状況は運用・保守業者へ報告すること。	ハードウェアの定期点検の頻度を記載して下さい。	見積範囲を明確にするため。	要件定義書に定期点検の頻度を記載します。 ハードウェアの定期点検の頻度は、1回/半年とします。
198	20	4.1.2 ネットワーク個別要件 (2)インターネット接続要件 ・帯域制御タイプを選択する場合は、1Mbps単位での制御が可能であること。	本システムのインターネット回線容量・帯域保証の規模ですと、1Mbps単位での制御は必要ないと考えますので、削除して頂ければと存じます。	提案するデータセンターの選択肢を広げるため。	要件定義書(案)に記載の通りとします。
199	91	5.データセンター要件 (2)建物に関する要件 12項目目 ・雷対策として、施設は落雷防止対策のための避雷針が設置されていること。また、施設における電力線及び通信ケーブルについても落雷防止対策が施されていること。さらに、電源ケーブルの地中引込による高圧及び低圧の対策が施されていること。	通信ケーブルに落雷する可能性はないと思いますので、具体的な対策例を明示して下さい。	データセンター選択の条件を明確にするため。	落雷時の誘電を防止するための要件となりますので、誘電防止策がとられていることが必要となります。 具体的な対策についてはハードウェア・ソフトウェア納入事業者の検討事項と考えます。

意見回答

番号	ページ	章番号・項番号・タイトル等	意見等	理由	回答
200	92	5.データセンター要件 (7)作業スペースに関する要件 1項目目 ・本システムの総合テスト間(約3ヶ月間)、33㎡以上の一時的な作業スペースを確保すること。また、運用開始後も必要に応じて確保できること。	安定稼動までは確実に作業スペースを確保するため、以下の文章に変更される事をお勧めします。 ・本システムの搬入開始から1年間、33㎡以上の一時的な作業スペースを確保すること。	空き状況によっては、スペースを確保できない場合があるため。	要件定義書(案)に記載の通りとします。